

平成30年12月27日

第89回 神戸市個人情報保護審議会

農業経営収入保険システムの導入について

(経済観光局)

神経農西第1386号
平成30年12月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

農業経営収入保険システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：経済観光局農政部西農業振興センター

農業経営収入保険システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【システム上のデータ項目】

1 農業経営収入保険システム

都道府県コード、組合等コード、支所コード、市町村コード、保険年度、加入者管理コード、加入申請区分、保険料等収納状況、経営形態、保険期間開始日、保険期間終了日、事業年度開始日、事業年度終了日、メールアドレス、加入申請年月日、青色申告実績年数、補填方式区分、保険方式補償限度区分、保険方式支払率区分、積立幅区分、積立方式支払率区分、基準収入、補償限度額、保険料、加入者負担保険料、積立金、加入者負担積立金、事務費、危険段階、保険料率、営農計画申請年月日、個人情報取扱フラグ、審査ユーザID、審査年月日、審査結果区分、審査コメント、農畜種類コード、農畜品目コード、農畜用途コード、期首棚卸高金額、販売金額、事業消費金額、期末棚卸高金額、収入金額、消費税区分、過去経営面積平均、当年経営面積、認定農業者フラグ、認定新規就農者フラグ、作付予定面積、作付期、収穫期、当年収穫割合、当年収穫作付面積、導入頭羽数、導入年、出荷予定年、当年出荷割合、当年出荷導入頭羽数、保険期間開始前事故発生有無フラグ、保険期間開始前事故発生通知有無フラグ、期首棚卸高見込数量、期首棚卸高見込単価、期首棚卸高見込金額、当年収穫見込単収、当年収穫見込数量、販売見込数量、販売見込単価、販売見込金額、事業消費見込数量、事業消費見込単価、事業消費見込金額、家事消費見込数量、期末棚卸高見込数量、期末棚卸高見込単価、期末棚卸高見込金額、数量払見込数量、数量払見込単価、数量払見込金額、過去経営面積、過去収入金額、面積当たり収入金額、過去経営面積平均、過去収入金額平均、面積当たり収入金額平均、規模拡大調整後過去収入金額、収入金額平均伸び率、収入上昇調整後過去収入金額

農業経営収入保険システムについて

1. 趣旨

自然災害による収量減少に対する農業支援策の一環として、国は、昭和 22 年より農業災害補償法を制定し、加入農家と国が拠出した共済掛金を原資とする農業共済制度を設けている。神戸市では、昭和 43 年より条例を設け、兵庫県農業共済組合連合会のシステムを使用し、共済の手続き等を行ってきた。

しかし、作物の市場価格の低下やけがや病気で収穫不能などは対象外であり、また、対象品目が限定的で農業経営全体をカバーしていないなどの課題があった。他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要があることから、国は、平成 29 年 6 月に従来の農業災害補償法を農業保険法へと法改正を行い、農業経営者のセーフティネットとして「収入保険制度」を新たに創設し、平成 31 年から開始することになった。

収入保険制度は、税の青色申告書に基づいた過去 5 年間の農業収入の平均を基準収入として、翌年の農業収入が減少した場合に、下回った額の一部を補填する制度である。事業実施主体は同法により全国農業共済組合連合会と規定されており、本市における事務については、全国農業共済組合連合会から事務の委託を受けた兵庫県農業共済組合連合会より、本市へ再委託される。

2. 概要

(1) 農業経営収入保険システムについて

「収入保険制度」の事務執行にあたり、全国農業共済組合連合会が開発した「農業経営収入保険システム（以下「収入保険システム」という。）」を使用する。収入保険システムは、全国統一のデータセンターで運用される。

①農業共済情報システム（NOSAI システム）端末の利用

本市では、既に設置している農業共済情報システム（NOSAI システム）の専用端末を使用する（当該端末を使用し、農業共済事務処理を行うことについては、平成 25 年 12 月保護審諮問・答申済み）。この端末に別アプリケーションとして収入保険専用の入力画面が提供される。

この端末は、従前、県内ネットワークのみに接続していたが、農業共済制度で使用している既存の県内ネットワークとデータセンターを活用し、全国農業共済組合連合会が管理する農業保険ネットワークを介して収入保険システムに接続する。

②収入保険専用タブレットの利用

収入保険専用タブレットは県内ネットワークを経由せず、モバイル通信にて農業保険ネットワークを介して収入保険システムに接続する。

(2) 本市における利用について

本市の事務の流れとしては、

- ・加入申請者からの申請時に、申請者の過去の税申告情報を受領し、農業共済情報システム端末又は収入保険専用タブレットに入力のうえ加入手続きを行う。
- ・また、減収の際の保険金請求時には、保険金請求書に添付された申請者の当該年

度の税申告情報を受領し、農業共済情報システム端末又は収入保険専用タブレットに入力の上請求手続きを行う。

- ・農家庭先等に市職員が出向いた際、収入保険専用タブレット端末を用いて、入力業務や制度説明を行う。

3. 効果

(1) 収入保険に加入することにより、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象になり、より収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等へのチャレンジを農業経営者に促進する効果が期待できる。

(2) 収入保険の事務は、全国農業共済組合連合会から事務の委託を受けた兵庫県農業共済組合連合会より、本市へ再委託されるため、事務執行には、兵庫県農業共済組合連合会から貸与されているシステム端末（パソコン）と、全国農業共済組合連合会が開発した「収入保険システム」及び専用タブレット端末の利用が必須である。

本市が収入保険制度の窓口業務を受託することで、既存の農業共済制度と窓口を同じくすることにより、農業共済から収入保険への切り替えをスムーズに行える等、収入保険の加入促進に繋がる。

(3) タブレット端末の使用については、保険料と保険金額の入力をその場で行うことが可能となることから、市職員が農業経営者宅に訪問する際に、加入希望者だけでなく制度を知らない方へも制度説明をより具体的に行うことができる。

4. 実施計画

平成 30 年	～12 月	平成 31 年 1 月～12 月の保険の加入申請
〃	～12 月	平成 26 年～平成 29 年の青色申告書の情報を入力
平成 31 年	確定申告後～4 月	平成 30 年の青色申告書の情報を入力
平成 32 年	確定申告後～6 月	平成 31 年の青色申告書の情報を入力、保険金の請求

5. 加入申請見込数

30 戸／年 （参考：市内農家総戸数 5,953 戸。平成 29 年 8 月 1 日現在）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」および「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」並びに「神戸市情報セキュリティ基本方針」、「神戸市情報セキュリティ対策基準」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 既存の農業共済情報システム端末から農業保険ネットワークへの接続は、VPN 回線を利用し、閉域網接続とすることで、高いセキュリティを確保する。

- ② 収入保険専用タブレットからの農業保険ネットワーク接続は、通信キャリアが提供するモバイル通信（LTE方式）による暗号化したSSL-VPN接続により、高いセキュリティを確保する。また、収入保険専用タブレットについては、一定時間経過後自動的にログアウトする。
- ③ 農業共済情報システム端末及び収入保険専用タブレットにはデータを保存せず、全国統一データサーバで一括管理する。

(2) 運用上の保護

- ① 農業共済情報システム端末及び収入保険専用タブレットの操作に当たっては、個人単位でユーザーID・パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行い、個人情報の保護についての意識の向上を図るとともに、端末機使用管理簿などにより適正管理に努める。
- ③ 当該事務により取得する申請者の税申告書類等の個人情報については、神戸市において鍵付きの書庫等で厳重に保管し、取得した日の属する年度の翌年度から起算して7年間保存した後、廃棄する。

全国農業共済組合
連合会

兵庫県農業共済組合連合会

県内拠点
(神戸市含む)

